

お知らせ

固定資産税・都市計画税の納付

収税課
☎229-3135 📠229-3331

12月は、固定資産税・都市計画税の第3期の納期です。納付期限は12月25日(火)です。忘れずに最寄りの金融機関、郵便局またはコンビニから納めてください。

また、口座振替を利用すると、納める手間や納め忘れがなくなり便利です。

今、手続きをすると第4期からの口座振替になります。

要介護・要支援認定者の障害者控除

高齢福祉課
☎229-3156 📠229-3334

所得税法や地方税法では、所得を申告する本人または扶養親

族などが障がい者に該当する場合、「障害者控除」として一定金額を所得から控除できます。対象になる人は、一般的には、身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人です。

また、手帳を持っていなくても、年齢が満65歳以上で、精神または身体に障がいがあり、要介護・要支援認定を受けている人も対象になる場合があります。申請により該当すれば、障害者控除対象者認定書が交付されます。認定書は通常1週間程度で郵送され、この認定書により障害者控除を受けることができます。ただし、要介護・要支援認定を受けていても、必ず障害者控除の対象になるとは限りません。

平成24年度の申請は、1月4日(金)から受け付けます。

申請者 本人または同居家族(それ以外の方が申請する場合は委任状が必要)

申請に必要なもの

- 本人の介護保険証(コピー可)
- 申請者の印鑑
- 保険証・運転免許証など申請者本人を確認できる書類

アストプラザオフィス・久居駅前出張所 年末年始の業務

アストプラザオフィス
☎222-2525 📠222-2526
久居駅前出張所
☎259-0377 📠259-0388

■アストプラザオフィス(アスト津4階)

- 月～金曜日 8時30分～20時
- 土・日曜日、祝・休日 8時30分～17時

休業日 12月29日(土)～1月2日(水)

■久居駅前出張所(ポルタひさい3階)

- 月～金曜日 8時30分～21時
- 土・日曜日、祝・休日 8時30分～18時

休業日 12月29日(土)～1月3日(木)

雇用保険を受給できない求職者の皆さんへ

雇用支援制度の活用を 求職者支援制度

雇用保険を受給できない求職者が職業訓練によるスキルアップを通じて、早期に就職できるよう支援する制度です。求職者支援訓練や公共職業訓練を原則無料で受講でき、訓練期間中や終了後もハローワークが支援します。

対象 次の全ての要件を満たす人

- ハローワークに求職の申し込みをしている人
- 雇用保険被保険者や雇用保険受給者でない人
- 労働の意思と能力がある人
- 職業訓練などの支援を行う必要があるとハローワーク所長が認めた人

※週所定労働時間が20時間以上の在職中の人、

詳しくは、

三重労働局求職者支援室(☎261-2941)、
またはハローワーク津(☎228-9161)へ

短時間就労・短期就労のみを希望する人、老齢年金受給者は、原則対象になりません。

一定要件を満たす人に

訓練期間中に職業訓練受講給付金を支給

支給額 職業訓練受講手当…月額10万円、通所手当…訓練施設までの交通費(上限あり)

求職者支援訓練とは

雇用保険を受給できない求職者などに、民間訓練機関が厚生労働省認定の職業訓練を行います。基本的能力を習得する「基礎コース」と特定の職種に必要な「実践コース」があります。

問い合わせ 商業労政振興課 ☎229-3114 📠229-3335